（2025年6月20日時点）

	質問	回答	更新日
1．応募関連			
1.1	何件程度選定する予定でしょうか。	一般コース：40件、一般コース（重点分野）：8件、ディープテックコース：2件 程度を予定しております。	2025/5/29
1.2	過年度の応募件数を教えてください。	令和5年度は195件、令和6年度は133件のご応募をいただきました。 ※いずれの年度においてもコース等の内訳については公表しておりません。	2025/5/29
1.3	複数応募は可能でしょうか。	１法人当たり一般コース、ディープテックコース合わせて最大２件の応募が可能です。 ただし、「募集要項 第５-２-(3)応募可能件数」）とおり、２件応募する場合はそれぞれ異なる取組内容としてください。 ※「異なる取組内容」について、支援規模が変更となっているに留まり基本的な取組内容が同様である場合は、それぞれを1件としてご応募いただくことはできません（取組内容の異なる提案に限り２件までご応募いただけます）。 なお、応募件数にかかわらず、１法人当たりの協定締結（選定）数は１件となります。	2025/5/29
1.4	一般コース（重点分野）ないしディープテックコースに応募し、採択に至らなかった場合、一般コース（上限５千万円）の枠において採択にとなる可能性もあるのでしょうか。	ご応募いただいたコースとしての採択についてのみ審査いたしますので、他コース・上限金額等において採択されることはございません。 ※なお、「募集要項 第５-２-(3)応募可能件数」のとおり、２件を応募いただく場合は、それぞれ異なる取組内容としていただく必要がございますので、ご留意ください。	2025/5/29
1.5	複数の事業者が連携して応募することは可能でしょうか。また、その場合、応募上限はどのように理解すべきでしょうか。	複数の事業者が連携し、支援実施体制を組んで応募いただくことは問題ございませんが、その場合は、協定締結の相手方となる代表事業者を決めた上で代表事業者が応募してください。 この代表事業者について、応募可能数は2件まで、協定締結数は１件までとなります。 （「募集要項 第５-１-(1)」及び「同 第５-２-(3)」もご参照ください。） （例）「A社（代表事業者）とB社」の体制で１つの取組を応募し、「A社（代表事業者）とC社」の体制で別の取組を応募する場合は、A社について２件の応募とカウントし、協定締結の対象として選定し得る取組はいずれか１件となります。	2025/5/29
1.6	複数の異なる代表事業者の連携先事業者として応募することは可能でしょうか。また、連携事業者としての応募も1件とカウントされるのでしょうか。	異なる代表事業者の連携先事業者として複数応募することは可能です。また、連携事業者としての応募は、応募数・採択数にカウントされません（代表事業者としての応募のみが、応募数・採択数としてカウントされます）。 ただし、実施体制（ケイパビリティ）については審査の対象となります。	2025/6/13
1.7	グループ内企業と連携して支援体制を組んで応募することは可能でしょうか。	可能です。ただし、複数の事業者が連携し、支援実施体制を組んで応募する場合は、代表事業者を決め、代表事業者が応募をしてください。その場合、協定は代表事業者と締結し、協定金は代表事業者に支払います。	2025/5/29
1.8	令和５年度延長事業者及び令和６年度の協定事業者は応募不可とのことですが、令和６年度の協定事業に連携先として関わっている場合の取り扱いについて教えてください。	令和５年度延長事業者及び令和６年度の協定事業者（代表事業者）でない場合は、応募・他事業者の企画への連携先としての参画ともに可能です。 なお、令和５年度延長事業者及び令和６年度の協定事業者が、他事業者の企画に連携先として参画することも可能です。	2025/5/29
1.9	東京都外に所在しておりますが、協定事業者への応募は可能でしょうか。また、東京都外に所外するスタートアップを支援対象とすることは可能でしょうか。	・協定事業者については、日本国内に法人格を有すれば、その所在地は問いません（「募集要項 第５-１-(1)」もご参照ください。）。 ・支援対象となるスタートアップについては、「現在東京都に所在しているまたは将来東京都への進出を予定していること」が要件の１つとなります（「募集要項 第３-(3)-イ」もご参照ください。）。	2025/5/29
1.10	自社がスタートアップである場合にも協定事業者として応募できるのでしょうか。また、その場合、支援先スタートアップのKPIに自社を含めて計上してよいでしょうか。	応募要件を満たす場合はスタートアップによる協定事業者としての応募も可能です。 ただし、支援先スタートアップに係るKPIに、支援主体である協定事業者を計上することはできません。	2025/5/29
1.11	選定する協定事業者像として、特定の業界・業種・企業等を想定しているのでしょうか。	協定事業者について、特定の業界・業種・企業等は想定していません。協定事業（取組内容）については、「一般コース（重点分野）」や「ディープテックコース」という形で、協定金の上限金額を引き上げる領域の設定はしておりますが、幅広い業界・業種・企業等からの取組を募集しております。	2025/5/29

	質問	回答	更新日
1.12	協定事業者になるには、業種や企業規模の制約はあるのでしょうか。	協定事業者の応募要件に業種の定めはございませんが、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者以外の者（以下、「大企業」といいます。）が応募する場合は、スタートアップ支援の主体を増やす、スタートアップの成長を加速させるなどの観点から、大企業が代表事業者となり、中小企業者を実施体制に組み入れることが必要となります。詳細は、「募集要項 第５-１-(3)」をご確認ください。	2025/5/29
1.13	応募要件の大企業特例について、実施体制に組み入れる中小企業者の要件（役割分担を含む）はございますでしょうか。 また、実施体制への組入れ方にはどのようなものを想定されているでしょうか。	募集要項第５-１-(3)の注記に記載のとおり、中小企業基本法の規定によるものとします（いわゆる「みなし大企業」の規定はございません。）。 連携する中小企業者が担うべき役割といったものは特段ございませんが、ご提出いただく応募書類「企画書」（「募集要項 第５-２-(4)イ」もご参照ください。）において、役割分担の内容を明示ください。 また、実施体制への組入れ方について、要件・制限等はございませんが、想定事例としては次のとおりです。 （例）スタートアップとの相互の技術供与やアクセラレーションプログラムの提供など ※オンライン事業説明会及び同資料もご参照ください。	2025/5/29
1.14	実施体制に組み入れる中小企業者について、応募時点で具体的な企業を特定し、明示する必要がありますか。もしくは、支援するスタートアップが決まった後に連携する中小企業者を確定する形でも問題ないでしょうか	連携して支援を行う中小企業者については、ご提出いただく応募書類「企画書」（「募集要項 第５-２-(4)-イ」もご参照ください。）において具体的に明示いただくことが必要ですが、支援するスタートアップによって連携先が変わるような場合には、以下のすべての条件を満たすような（複数の）候補を明示する、といった形でご提案いただくことも可能とします。 ・いずれの候補からも連携について内諾を得ていること ・支援するスタートアップにかかわらず、候補（後述の追加先を含む）のうち最低１社とは連携を実施すること なお、協定事業の実施体制=支援側に中小企業者を組み入れることを求めるものですので、支援対象のスタートアップが中小企業者に該当することをもって、この要件を充足することにはなりません。	2025/5/29
1.15	応募締切りは締切日の何時まででしょうか。	令和７年７月１１日の２３時５９分が応募の最終締切りです。申込みの締切り直前は予期せぬトラブルによる送信エラー等の恐れがありますので、余裕をもって早めにお申込みいただくよう、ご協力よろしくお願いいたします。	2025/5/29
1.16	郵送等での申込みは可能でしょうか。	本事業のウェブサイトにおける応募フォームからの応募のみの受付となります。	2025/5/29
1.17	各資料を添付する際、形式等の指定はありますか。	所定様式については、原則として、ファイル形式は変更せずにご提出ください。 任意様式については、ファイル形式の指定はございませんが、容量が大きくなる場合は提出時にエラーとなる可能性がございますので、あらかじめ圧縮の上ご提出ください。 ・様式1 企画書：パワーポイント ・様式2 企画総括表：エクセル ・様式3 KPI設定説明書：エクセル ・事業者の概要資料：任意 ・ロゴ：Illustratorデータ、PDFデータ、または1,000px以上の画像データのいずれか	2025/5/29
1.18	「様式1_企画書」について、フォーマットをどの程度改変してよいか、基本的にはフォーマットの構成に準じたパワーポイントをご想定されているなどの想定について確認させてもらいたいです。	フォーマットの構成・上限枚数に沿って作成ください（原則変更はできません。）。	2025/5/29
1.19	応募時の提案資料が公表されることはありますか。	応募者の同意のない限り、書類の公表をすることはありません。審査員におかれても、守秘義務を遵守いただきます。ただし、選定後、取組内容等についてHPで公表・発信することになりますので、その点はご了承の上、ご応募ください。 協定事業として選定された場合、ウェブサイト上に代表事業者名およびロゴ、事業の概要やKPIの進捗状況等の情報を開示いたします。 原則、協定事業者のレビューを経て掲載をさせていただきますが、下記の内容については協定事業者の選定後すぐにウェブサイトへ掲載する予定です。 ・代表事業者名およびロゴ ・様式2「企画総括表」の「3. 採択時のウェブサイト掲載情報」 上記以外の内容がそのまま外部に公開・公表されることは現時点で想定をしておりません。	2025/5/29

	質問	回答	更新日
2．企画内容			
2.1	協定事業者はどのような基準で選定されるのでしょうか。	事業実施にあたっての協定金の必要性やケイパビリティ、アウトプットKPI、アウトカムKPIの妥当性、実行可能性等が審査基準として挙げられます。詳細は、「募集要項 第５-３-(1)」及び「募集要項別紙３ 審査について」をご確認ください。	2025/5/29
2.2	東京都として本事業における事業成果に関する目標値はあるのでしょうか（期待する取組はどのようなものでしょうか）。	本事業は「未来を切り拓く10×10×10のイノベーションビジョン」等の実現に向けたものであるため、そこで掲げる東京発ユニコーン数、東京の起業数、東京都の協働実践数に関する取組を期待しています。 なお、「協働実践数」について、本事業における採択をもって、採択事業者が支援するスタートアップの製品・サービス等の東京都への導入を保証するものではございませんので、予めご了承ください。	2025/5/29
2.3	「未来を切り拓く 10×10×10のイノベーションビジョン」について、具体的なイメージを教えてください。	東京都は、東京発ユニコーン、東京の起業数及び東京都の協働実践数をそれぞれ５年で10倍にする目標を掲げています。詳細は「Global Innovation with STARTUPS」をご参照ください。 https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/strategy なお、「2050東京戦略」では、2035年までに、東京発ユニコーンを20社/年輩出、新規スタートアップを10,000件/年に増加、官民協働実践数を1,000件/年に増加する目標を掲げています。詳細は「2050東京戦略」をご参照ください。 https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/basic-plan/2050-tokyo/ ※一例ですが、「東京都の協働実践数」について東京都の認定インキュベーション施設との連携や東京都関連施設での支援プログラムの実施、あるいは東京都が主催している様々なスタートアップイベントへの参加、といった取組について、東京都との協働として想定しているものではありません。また、本事業における採択をもって、採択事業者が支援するスタートアップの製品・サービス等の東京都への導入を保証するものではございませんので、予めご了承ください。	2025/5/29
2.4	過年度はどのような応募内容があったのでしょうか。	本HPに過年度採択協定事業者の一覧を掲載しております（https://tokyosuteam.metro.tokyo.lg.jp/selected-entities/）。 協定事業の内容や現在の進捗状況等もご覧いただけますので、ご参照ください。 なお、採択者以外の応募内容は公表しておりません。	2025/5/29
2.5	既に実施している取組は申請対象になるのでしょうか。	既に実施している取組を協定事業として位置付けて応募することはできませんが、支援内容や支援対象等に「新規性」が認められる場合には、応募いただくことができます。詳細は、「募集要項 第３-(3)-ア」をご確認ください。 なお、既に実施している取組がアウトカムKPIの達成に資する場合は、協定事業の内容と併せて「KPI設定説明書」にご記載ください。記載方法などは、「KPI設定説明書」をご覧ください。	2025/5/29
2.6	既存施策に新規施策を追加した場合、協定金の対象となるのは追加部分のみになるのか？	協定事業の対象となる取組は「新規性」を有することを要件としておりますので、例えば、「新規性」がない既存取組と追加した新規取組がそれぞれ併存するような場合においては、既存取組は協定金の支払い対象とはできず、新規取組のみが協定金の支払い対象となります。 ※審査会等を経て協定金の支払い対象とすべきでないと東京都・事務局にて判断したKPI項目については、採択通知時にその変更等を条件とさせていただく場合がございます。	2025/5/29
2.7	重点分野として応募する場合、取組の全体が重点分野に関係していないといけないのでしょうか。	取組の全体が重点分野に関係・該当していなくても、アウトカムKPIに重点分野に係るものが含まれている場合には、重点分野として応募が可能です。 「女性起業家の創出・育成」を例にとると、大企業の社員向け（男女問わず）にインキュベーションプログラムを実施することにより、女性の創業を促進する場合なども重点分野としての申請が可能です。 ただし、KPI全体に占める重点分野の割合（ウエイト）が小さい場合は、審査基準「重点分野に資するKPIとなっているか」について評価が劣後します。 また、女性起業家に対するアウトバウンド支援を行うなど重点分野を横断する取組も当然に重点分野として申請可能です。 詳細は、「募集要項（一般コース） 第３-(4)」をご確認ください。	2025/5/29
2.8	環境整備（準備）の期間とし、協定期間のうちスタートアップを支援していない期間があってもよいでしょうか。	スタートアップ等支援を実施していない期間のある事業計画でご申請いただくことは可能です。ただし、選定された場合は、四半期ごとのKPI評価時に、準備内容等に係る内容など、その期間に取り組んだ内容についてご報告いただきます。	2025/5/29

<table>
<tr><th></th><th>質問</th><th>回答</th><th>更新日</th></tr>
<tr><td colspan="4">3．支援対象</td></tr>
<tr><td>3.1</td><td>支援対象となるスタートアップや創業希望者等について、どのような要件を満たす必要があるでしょうか。</td><td>支援対象となるスタートアップや創業希望者等の要件は、「募集要項 第３-(3)-イ」をご確認ください。
なお、本事業におけるスタートアップとは、創業後概ね10年未満であり、いわゆるスモールビジネス企業との比較において、下記イメージ図のような特徴を有してる企業等を想定しております。これにあてはまらない場合（例えば第二創業等）も、本事業趣旨に則っていれば支援対象とすることは可能ですので、当該企業等をスタートアップとして支援する趣旨・背景等をご説明ください。
 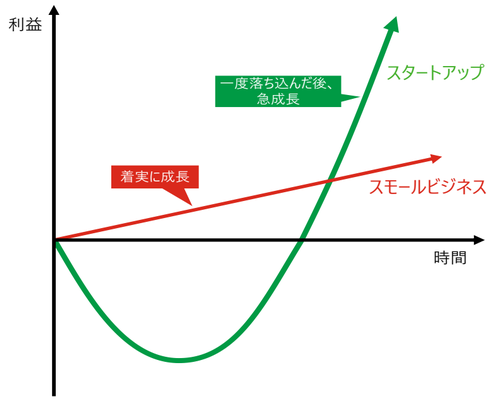

■スタートアップとスモールビジネスの主な違い
<table><tr><th></th><th>スタートアップ</th><th>スモールビジネス</th></tr><tr><td>成長曲線</td><td>Ｊカーブ
⇒一度落ち込むが、短期間で急激な成長</td><td>直線的
⇒時間と比例し着実に成長</td></tr><tr><td>市場</td><td>新規性が高い
⇒従来にはない新たなビジネスモデル</td><td>既存のマーケット
⇒従来の市場をベースとして構築</td></tr><tr><td>資金調達</td><td>投資家、ＶＣ
⇒将来の大きな成長に向けて調達</td><td>銀行融資、自己資金
⇒計画的に返済、安定した運用</td></tr><tr><td>ＫＰＩ</td><td>ユーザー数、従業員数
⇒急成長に向け、市場の開拓や体制整備</td><td>利益
⇒毎月、毎年の売上とコスト削減</td></tr></table></td><td>2025/5/29</td></tr>
<tr><td>3.2</td><td>支援するスタートアップや創業希望者等は東京都が募集するのでしょうか。</td><td>協定事業者にてご対応ください。募集される場合、その時期（協定締結以前or以降等）・方法（オープンorクローズ等）・採択基準等は問いませんが、応募内容と齟齬のない形で実施ください。
なお、協定締結後にオープンで募集する場合は、本Webサイトでも情報を掲載いたします。</td><td>2025/5/29</td></tr>
<tr><td>3.3</td><td>応募段階で支援するスタートアップや創業希望者等が決まっている必要があるのでしょうか。</td><td>応募段階で支援するスタートアップや創業希望者等が決定している必要はありません。</td><td>2025/5/29</td></tr>
<tr><td>3.4</td><td>募集要項第３-(3)-イ-①「東京都に将来進出する予定があること」の条件について、海外から東京都への進出予定、ということでも問題ないとの理解で良いでしょうか。また、将来にわたって進出予定がなくなった場合は、その時点から協定事業の対象外になるとの理解で良いでしょうか。</td><td>いずれもご理解のとおりです。</td><td>2025/5/29</td></tr>
<tr><td>3.5</td><td>支援対象となるスタートアップから参加費用・サービス利用料等を徴収することは可能でしょうか。</td><td>支援先スタートアップからの参加費用・利用料等の徴収・協賛金等の受入を妨げるものではありませんが、参加費用等を得た結果、協定事業の実施にあたり実際に負担する金額が協定金（基準額）を大きく下回るなど、東京都が協定金を負担する意義が乏しい場合は、協定結事業者として選定しません。
様式３「KPI設定説明書」に想定される金額を記載ください。
※審査基準「協定金の見積りに妥当性があるか」についてもご参照ください。</td><td>2025/5/29</td></tr>
<tr><td colspan="4">4．協定金</td></tr>
<tr><td>4.1</td><td>本事業における「協定金」は、業務委託費用に相当するのでしょうか。</td><td>本事業における「協定金」は、協定事業者が取り組んだ事業成果に対する東京都の応分の負担金として協定事業者へ支払いが行われます（東京都からの委託ではありません）。</td><td>2025/5/29</td></tr>
<tr><td>4.2</td><td>協定事業の遂行に欠かせない人件費、外注費、システム利用料・開発費等についても今回の補填対象と理解してよろしいでしょうか。</td><td>協定金は、いわゆる補助金や委託金とは性質を異にし、協定に基づいて実施した取組の内容や成果に対し、東京都が応分の負担として支払うものであり、各費用を補填する位置付けのものではありません。
なお、アウトプットKPIに係る見積額の算出にあたって、例示いただいた費用項目やその金額等をもって「見積りの考え方」をご説明いただくことは問題ありません。</td><td>2025/5/29</td></tr>
</table>

	質問	回答	更新日
4.3	支援先スタートアップに対する金銭的支援の内容や方法に制約はありますか。協定金をスタートアップへの支援金に充てる事は可能でしょうか。	支援先スタートアップに対する金銭的支援の内容や方法に特段の制約はございません。協定金をスタートアップへの支援金に充てる（スタートアップへの資金援助に関するKPIを設定する）ことも問題ありませんが、実績の確認にあたっては、実際に資金援助が実施されたことが確認できる資料（スタートアップ側の領収書等）をご提出いただく必要がございます。	2025/5/29
4.4	業務の一部を連携先以外の外部に委託・外注することは可能でしょうか。可能の場合、提案書に委託先や外注先を具体的に記載する必要はありますか。	業務の一部を委託・外注することは可能です。その場合、提案書に具体的に委託先・外注先名をご記載いただくことが望ましいです。決まっていない場合、候補としてご記載いただくことも可能ですが、ケイパビリティや実施計画の実行可能性は審査対象となりますこと、ご留意ください（「募集要項第5-3-(1)」も併せてご確認ください）。	2025/6/20
4.5	総事業費のうち、どの程度都の協定金を想定してよいのでしょうか。	総事業費に上限はありませんが、協定金は一般コース：50,000千円、一般コース（重点分野）：100,000千円、ディープテックコース：300,000千円がそれぞれ上限となります。 また、実際にお支払いする協定金の額は、KPIの達成状況等に応じて、KPI評価委員会における評価等を経て算定されます。詳細は、募集要項及び同別紙をご確認ください。	2025/5/29
4.6	事業費に下限額はあるのでしょうか。	アウトプットKPIについては、実施に要する費用等を踏まえて、基準額算定の基礎となる見積額を設定いただきますが、この見積額について下限額はございません。	2025/5/29
4.7	KPI設定説明書における協定金見積額はどのように設定したらよいでしょうか。 またアウトカムKPIに関する見積額は、応募者がKPIごとに金額を設定するものでしょうか。	アウトプット見積額については、KPI項目ごとに、必要な経費等を踏まえて金額を見積もってください。見積額の妥当性は、審査の対象となります。詳細は、様式３「KPI設定説明書」上の記載例等もご参照ください。 アウトカム見積額については、KPIの内容や数にかかわらず、一般コースは全体で一律10,000千円（重点プロジェクトは一律20,000千円）、ディープテックコースは全体で一律60,000千円となりますので、応募者による個別設定は不要です。 ※この見積額と、審査委員会によるアウトカムKPIの「「10x10x10」に資するKPIとなっているか」に対する審査結果をもって、一般コースは10,000千円（重点プロジェクトは20,000千円）、ディープテックコースは60,000千円を上限に基準額が算定されます。	2025/5/29
4.8	提案時の見積額の考え方及び金額は、協定事業者選定の評価基準になりますでしょうか。	審査の観点における「協定金の見積りに妥当性があるか」により、審査の対象となります。	2025/5/29
4.9	基準額は、見積額とは違うのでしょうか。どのように設定されるのでしょうか。	基準額とは、提案内容（見積額）に対する審査結果を受けて、定量評価額の算定基礎として東京都が算定する額を言います。 アウトプット基準額は、KPI項目ごとに、見積額から審査の結果不適当とされた額を除いた額を合計した額と、一般コースは40,000千円（重点プロジェクトは80,000千円）、ディープテックコースは240,000千円のいずれか低い額とします。 アウトカム基準額は、アウトカムKPIに係る審査の観点「「10×10×10」に資するKPIとなっているか」に対する審査結果（得点）を受けて、一般コースは「10,000千円（重点プロジェクトは20,000千円）×得点÷審査基準上の配点」、ディープテックコースは「60,000千円×得点÷審査基準上の配点」の算式によって算出される額とします。 詳細は、募集要項及び同別紙をご確認ください。	2025/5/29
4.10	アウトプットKPIの見積額・基準額について、KPI項目間の流用（例：上限額の範囲内で、進捗が悪い項目①の金額を減じて、進捗の良い項目②の金額を増やすなど）は可能でしょうか。	KPI項目間の流用は不可となります。 なお、アウトプットKPIについて、見積額の上限はございませんので、基準額を超えて設定することも可能です。（「募集要項別紙 １-(2)」もご参照ください。）	2025/5/29
4.11	協定事業として選定された後、支払い時に協定金の額が減額されることはあるのでしょうか。	協定金のお支払いにあたっては、KPI評価委員会により定量評価を行い、各KPI項目の達成率に応じた評価額を算定します（アウトカムKPIについては定性評価も実施します）。ついては、お支払いする協定金の額は、選定時に設定した基準額を下回ることがございますので、ご留意ください。 詳細は、「募集要項別紙 KPIの設定及び協定金の支払いについて」をご確認ください。	2025/5/29
4.12	ディープテックコースでKPI予算対照表を作成する理由を教えてください。	ディープテックコースでは協定期間中に最大３回支払いのタイミングがあります。令和８年度については、原則として第２四半期ないし第３四半期末の実績を対象として中間払いを行います（こちらは必須となります）。令和９年度については、複数回の支払いを希望する場合、当該年度中に１回を上限として中間払いを行います（こちらは任意となります）。協定期間終了後には、最終支払いを行います。 令和８年度の中間払いに関しては、上限100,000千円で翌年度に繰越すことはできません。「様式3 別紙KPI予算対照表」を作成し、計画的な事業設計をしていただきます。 詳細は「募集要項（ディープテックコース）」をご参照ください。	2025/5/29

	質問	回答	更新日
4.13	消費税の取扱いについて教えてください。	本事業における協定金については、アウトプットだけでなくアウトカムについても任意のKPIを設定いただき、その達成状況に応じて協定金をお支払いすることとしております。そのため役務提供に対する対価ではなく、特定の政策目的（≒アウトカム）の実現を図るためにお支払いするものとして、所謂補助金等と同様の取り扱いとして、本協定金は不課税取引であると認識しております。	2025/5/29
5．その他			
5.1	個別に事業説明や質問回答をいただくことは可能でしょうか。	原則として募集期間中の個別の事業説明・質問回答は致しかねますので、募集要項やWEB上に公開する説明動画をご参照いただき、ご質問がある場合は令和７年６月２７日（金）までに本HPの「お問い合わせ」フォームにお寄せください。 ご質問に対して回答させていただく場合は、ご質問者様が特定できないよう適宜質問内容を加工等した上で、ご質問とそれに対する回答を「よくある質問」に掲載いたします。	2025/5/29
5.2	協定事業の責任者とは、あくまで責任者として事業全体の責任を負う立場であり、実務レベルの主担当者である必要はないとの理解で良いでしょうか。またプレゼンテーション審査への参加が必須とのことですが、同席していれば、発表者である必要はないとの理解で良いでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。（「募集要項 第５-３-(4)」の注記もご参照ください。） なお、プレゼンテーション審査はオンラインでの実施を予定しておりますが、詳細は事務局より別途ご案内します。	2025/5/29
5.3	中間報告書と最終報告書のおおまかな内容（項目）やボリューム感（ワード〇枚程度等）についてご教示いただけないでしょうか。	例として、令和５年度採択事業における中間報告書及び最終報告書の概要は次のとおりです。 【中間報告書】 ・項目：全体スケジュール、アウトプットKPI進捗状況、アウトカムKPI達成状況、その他 ・分量：パワーポイント5枚程度 【最終報告書】 ・項目：全体スケジュール、アウトプットKPI進捗状況、アウトカムKPI達成状況（定性評価対象の記載を含む）、その他 ・分量：パワーポイント10枚程度 ※実際のひな形は、令和５年度及び令和6年度採択事業における運用を踏まえて設定いたしますので、変更になる場合があります。	2025/5/29
5.4	事業実施期間中に、協定事業者間の情報交換は実施できますか。	四半期に一度のペースで、協定事業者間で情報連絡会を開催する予定です。	2025/5/29
5.5	協定書（案）はひな形という理解でよいのでしょうか。	原則、協定書の各条項の加筆修正等はできませんので、あらかじめご了承ください。	2025/5/29
5.6	協定書案第22条（権利の帰属）において、甲（東京都）が成果物を無償で利用できるとありますが、この成果物とは東京都に提出する報告資料等を指すでしょうか。	ご理解のとおりです。主に都が本事業の成果を広く発信する際の許諾（無償利用）を想定しています。 協定事業者や支援先スタートアップが取得した法的権利・開発したソフトウェアといった、専ら事業活動に使用する知的財産権等を東京都が無償で利用する趣旨はございません。	2025/5/29